平成24年5月11日

各　位

会 社 名　　株式会社ヒューテックノオリン
代表者名　　代表取締役社長　　松 田 毅 夫
（コード番号 ９０５６　東証第2部 ）
問合せ先　　常 務 取 締 役 管 理 本 部 長　　綾　宏 將
（TEL　０３－３６３２－３４３４）

役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

当社は、平成 24 年5月 11 日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止及び取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額及び内容決定に関する議案を、平成 24 年6月 26 日開催予定の当社第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．目的

役員退職慰労金制度の見直しに伴い、当社の取締役に対し、当社グループの業績向上および株式価値との連動をより明確にし、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としております。

２．内容

（1）役員退職慰労金制度の廃止

取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度を本年6月 26 日開催予定の当社第 59 回定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。

なお、本定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役および監査役については、当該定時株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給時期は、各取締役ならびに監査役の退任時といたします。

（2）株式報酬型ストックオプションの導入

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役について、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割当てることとし、本定時株主総会において、取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額及び内容決定についての議案を付議いたします。

なお、取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容は別紙のとおりといたします。

以　上

（別紙）

取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の具体的な内容

（1）新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

当社は、当社役員に対して、ストックオプションとして割当てる以下の内容での本新株予約件に関し、年額 2,000 万円（この金額には使用人兼取締役の使用分の報酬を含まない）を上限とする報酬を与えることを予定しております。この年額の範囲内で、新株予約権を割当てる日（以下割当日という）の株価、一定の基準により算出された株価変動率および新株予約権の行使期間内の諸条件によるブラック・ショールズ方式に基づき算出される新株予約権１個当たりの公正価額をもって除した数を各事業年度の上限とし、かつ 500 個を超えないものといたします。

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式　50,000 株を上限といたします。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は、各新株予約権１個当たり 100 株といたします。

なお、総会決議の日（以下「決議日」という。）後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものといたします。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式数を乗じた金額となります。

（3）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から３０年以内とし、当社取締役会によって定めます。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日といたします。

（4）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

（5）権利行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から１０日以内に限り新株予約権を行使することができるものといたします。

（6）その他の条件

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される本件新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものといたします。

以　上